（納付算定対象額等）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、別表一に掲げる独立行政法人が、文部科学大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から当該独立行政法人が当該不要財産の譲渡に要した費用の額のうち文部科学大臣が定める額を控除した額をいう。

2　この基準において「払戻算定対象額」とは、通則法第四十六条の三第三項の規定に基づき、別表二に掲げる独立行政法人が、民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の譲渡に要した費用の額のうち文部科学大臣が定める額を控除した額をいう。

（政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準）

第二条　別表一に掲げる独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に当該不要財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

（民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額の算定基準）

第三条　別表二に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき文部科学大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に当該請求を行った出資者からの当該不要財産に係る出資額が当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

別表一（第一条及び第二条関係）

一　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
二　独立行政法人大学入試センター
三　独立行政法人国立青少年教育振興機構
四　独立行政法人国立女性教育会館
五　独立行政法人国立科学博物館
六　独立行政法人物質・材料研究機構
七　独立行政法人防災科学技術研究所
八　独立行政法人放射線医学総合研究所
九　独立行政法人国立美術館
十　独立行政法人国立文化財機構
十一　独立行政法人教員研修センター
十二　独立行政法人科学技術振興機構
十三　独立行政法人日本学術振興会
十四　独立行政法人理化学研究所
十五　独立行政法人日本スポーツ振興センター
十六　独立行政法人日本芸術文化振興会
十七　独立行政法人日本学生支援機構
十八　独立行政法人海洋研究開発機構
十九　独立行政法人国立高等専門学校機構
二十　独立行政法人大学評価・学位授与機構
二十一　独立行政法人国立大学財務・経営センター

別表二（第一条及び第三条関係）

一　独立行政法人科学技術振興機構
二　独立行政法人理化学研究所
三　独立行政法人海洋研究開発機構

○文部科学省告示第百五十一号

日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

文部科学大臣　髙木　義明

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、文部科学大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）を事業団が当該不要財産の譲渡に要した費用の額のうち文部科学大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　事業団が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該不要財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額及び同法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で文部科学大臣（当該不要財産が独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項に規定する業務のうち、同項第三号に掲げるもの及びこれに関連する同項第四号に掲げるものに係るものである場合には、文部科学大臣及び経済産業大臣）が算定する金額の算定基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　大畠　章宏

（納付算定対象額等）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が文部科学大臣（政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の譲渡に要した費用の額のうち文部科学大臣が定める額を控除した額をいう。

2　この基準において「払戻算定対象額」とは、通則法第四十六条の三第三項の規定に基づき、機構が民間等出資に係る不要財産（同条第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該不要財産の譲渡に要した費用の額のうち文部科学大臣が定める額を控除した額をいう。

（政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に当該不要財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

（民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに出資者に払い戻すべき金額の算定基準）

第三条　機構が通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、同条第三項の規定に基づき文部科学大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に当該請求を行った出資者からの当該不要財産に係る出資額が当該不要財産の取得時の帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。